

## 芳賀町ロゴマーク運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、「芳賀町ロゴマーク」の運用に関して定めるものとする。

### (種類)

第2条 芳賀町ロゴマークの種類は、次のとおりとする。

基本形（正方形）	バリエーション（長方形）
	

### (対象)

第3条 各種事業・媒体・製作物等に、ロゴマークを使用する場合とする。

### (使用申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、芳賀町ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）を芳賀町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 公共的団体又は公益団体若しくはこれらに類する団体が、その事務又は事業のために使用する場合
- (3) 報道関係機関が、新聞、テレビ、雑誌等の方法により報道目的で使用する場合
- (4) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、町長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5) その他、町長が認める場合

### (使用許可)

第5条 町長は、第4条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、芳賀町ロゴマーク使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により許可するに当たり、条件を付することができる。

### (許可基準)

第6条 町長は、第4条の規定による申請について次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を許可する。

- (1) 芳賀町のプロモーションに寄与するもの
- (2) 芳賀町を広くPRしようとするもの
- (3) 芳賀町のイメージアップを図るもの
- (4) 芳賀町民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
- (5) 広く芳賀町民・住民等が参加できるもの

### (使用許可の制限)

第7条 芳賀町長は、第4条の規定による申請について次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を許可しない。

- (1) 選挙活動又は宗教活動に使用するとき

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (3) 有料販売する製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額となるもの
- (4) その他許可するものとして不適切なもの

(遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用するに当たり、次の各号を遵守すること。

- (1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと

(使用内容の変更等)

第9条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに芳賀町ロゴマーク使用変更許可申請書(様式第1号)により報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請について適当と認めるときは、芳賀町ロゴマーク使用変更許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用状況の報告)

第10条 第5条の規定による使用許可を受けた者が、ロゴマークを有料の事業及び製作物等に使用した場合は、芳賀町ロゴマーク使用状況報告書(様式第3号)により前年度の実績を報告しなければならない。

(使用の終了)

第11条 第5条の規定による使用許可を受けた者が、ロゴマークの使用を終了する場合は、芳賀町ロゴマーク使用終了報告書(様式第4号)により報告をするものとする。

(使用許可の取消)

第12条 町長はロゴマークの使用に関して不適切な使用を行っている判断した場合は、使用許可を取り消すことができる。

(使用料)

第13条 ロゴマークのデザインの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第14条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附則 この基準は、令和8年3月12日から施行する。